

# 私たちこんな活動しています!

## 犯罪被害者支援委員会

犯罪被害者支援委員会副委員長 脇 まゆこ (59期) ●Mayuko Waki

### 1 当委員会について

平成12年3月に発足した犯罪被害者支援委員会は、令和2年3月で発足20年を迎えました。本年度、当委員会には、増村圭一委員長の下、5名の副委員長、そのほか30名の委員、幹事が所属しています。

当委員会の委員には、日弁連犯罪被害者支援委員会の委員、幹事を務めている者も複数おり、日弁連での全国的な議論や活動等が、リアルタイムで当委員会の活動に反映されています。また、正副委員長を含む7名の委員が、東京三会の被害者支援に関する協議会に所属しており、東京三会や、東京地検、警視庁、法テラス等の外部団体と連携を図っています。

弁護士による犯罪被害者支援は比較的新しい分野でもあり、当委員会の委員、幹事は、若手会員が多く活動しています。そのため、被害者支援業務の経験のない委員には、経験の多い委員との共同受任によるOJTも積極的に行っています。

### 2 当委員会の活動について

当委員会は、主に、犯罪被害者等を対象とする無料電話相談・面接相談（三会共同）の運営、研修の企画・実施、合宿での事例研究や施設の見学などの活動を行っています。

#### (1) 無料電話相談・面接相談

東京三会が同一の電話番号（03-3581-6666）を用いて、祝祭日、年末年始を除く月曜日から金曜日の11時から16時まで、犯罪被害にあわれた方及びその家族の方などからの被害に関する電話相談を受けています（相談料無料

で、1事案につき、原則1回のみ）。電話相談時に、より詳しくお話を聞く必要があると担当弁護士が判断した場合には、30分程度の面接相談（初回は相談料無料）を行い、具体的な支援につなげています。

当委員会では、委員が中心となってこの電話相談、面接相談を担当するほか、電話相談担当者の名簿管理や、電話相談担当者が記載した相談カードの内容を毎月の委員会で確認し、頻回相談等、相談担当者が対応に注意を要する案件はないか、相談担当者の相談者への対応に問題がある事案はないか等のチェックを行っています。

#### (2) 研修の企画・実施

毎年、東京三会の会員を対象とした三会合同研修と、当会の会員を対象とした犯罪被害者支援に関する研修を企画、実施しています。三会合同研修または当会の研修の受講は、上記の電話相談担当者名簿、国選被害者参加弁護士名簿、法テラスの精通弁護士名簿等への登載要件となっており、当委員会では、研修受講者から各名簿登載希望者を募り、各名簿の作成、法テラスへの名簿の提出等を行っています。

#### (3) 事例研究・合宿

本年度は、新型コロナウイルスの影響でまだ実施できていませんが、当委員会は若手の委員も多いことから、毎月開催される委員会の中で事例報告をしたり、委員会終了後に支援制度に関する基礎的な講義や事例研究の時間を設け、被害者支援の経験がない委員でも、支援の在り方や流れをイメージできるようにしています。

そして、事例報告では、ただ自ら担当して

いる事例を報告するだけでなく、業務を進める上での悩みや迷い等があれば、それに対して出席委員が自らの経験をもとにアドバイスをする等、報告をする委員へのバックアップも行っています。

また、年に1回、他県の犯罪被害者支援委員会に協力をお願いし、被害者支援団体等の施設見学や、同地の犯罪被害者支援委員会との合同事例研究等を行う合宿(1泊2日)を実施しています。昨年は仙台弁護士会のご協力を得て、仙台で合宿を行いました。施設見学や事例研究の後に行われる同地の被害者支援委員会との懇親会では、同地の委員との交流を図ることができるだけでなく、当委員会の委員同士の懇親を深める機会にもなっており、当委員会にとって重要な行事となっています。

#### (4) その他


当委員会では、上記のほか、東京三会共同で東京地検に申し入れをして、捜査、公判に携わる検察官に対する「弁護士が行う被害者支援」について事例を交えて説明する機会を設けていただいています。弁護士が行う実際の被害者支援業務を検察官に知っていただくことで、刑事手続において、検察官との円滑な連携が可能になっています。この捜査、公判を通じた東京地検との連携は、弁護人としての活動を行っている委員の刑事弁護活動にも活かされています。

また、どこに住んでいる方でも等しく支援を受けられる体制づくりのため、東京三会で手分けをして、東京23区のそれぞれの区をまわり、区ごとの被害者支援条例の制定に向けた働きかけを行うことも予定しています。

### 3 当委員会のこれから

平成16年の犯罪被害者等基本法の成立以降、犯罪被害者支援の重要性への理解が深まったことで、犯罪被害者支援に関する施策は、徐々に拡充されてきています。東京都においても、本年4月から犯罪被害者支援条例が施行され、見舞金の支給や転居費用の助成が開始されるなど新たな制度が導入され、それに伴

い、被害者支援において弁護士が果たすべき役割も大きくなっています。

当委員会は、その社会的要請に応えられるよう日々研鑽をつみ、若手の委員、幹事でも被害者支援の場で活躍できる体制を整えていきたいと思っています。 

#### 若手の皆さん、 委員会に参加しましょう 江藤 里恵(66期)

私は2013年12月に当会に弁護士登録し、登録当初から犯罪被害者支援委員会に所属しています。

当初は、弁護士会における委員会の役割も分からず、委員会に出席しても議論の大半は何を言っているのか全く分からない状態でした。

しかし、それでも毎月出席を続けることで先輩方に声をかけていただき一緒に事件に取り組む機会を得ました。

一緒に事件に取り組む中で具体的なイメージがわきましたし、段々に委員会での先輩方のお話も理解できるようになり、委員会としての仕事も振られるようになりました。

また、自分一人で事件に取り組むようになってからも、ちょっとした悩みを委員会に相談できることで、より積極的に事件に取り組むこともできました。これは今でも同じです。さらに、委員会を通じて多くの先生方と知り合うことができ、犯罪被害者支援にかかわらず相談できる場所も増えました。

気づけばあっという間の7年間でしたが、委員会でご縁は私の弁護士人生においてとても大切なものです。

若手の皆さんにも委員会の参加をお勧めします。

当委員会の活動に興味のある方は、  
人権課(03-3581-2257)までご連絡ください。